平成２３年（フ）第２６３号
最後の住所茨城県古河市鴻巣813番地１　シティハイムファミール102号
破産者　亡北村清二相続財産
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１２５９号
千葉市緑区おゆみ野１丁目21番地１
破産者　有限会社錦興
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３６４号
千葉市緑区おゆみ野１丁目21番地２
破産者　迫　　良徳
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４６８号
千葉県八千代市村上1113番地１　２街区10棟904号
破産者　富田　茂夫
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５０８号
千葉市稲毛区千草台１丁目１番15棟101号
破産者　天野　義夫
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６４５号
千葉市中央区院内１丁目２番21号　フラッツ100―413号
破産者　宋　　惠美
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８０号
千葉市花見川区幕張町５丁目417番地16幕張ファミールハイツ１棟1403号
破産者　株式会社ＳＯＵＬ　ＴＲＡＩＮ
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８１号
千葉市花見川区幕張町５丁目417番地16　幕張ファミールハイツ１棟1403号
破産者　南森　徹哉
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２６号
東京都羽村市富士見平２―９羽村団地16棟103号、住民票上の住所東京都青梅市長淵７丁目372番地の２ライオンズマンション青梅第２　701号丹下方
破産者　村崎　悠子
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３７号
福井県越前市芝原３丁目６番28号
破産者　浜崎建設株式会社
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９７号
福井県坂井市春江町江留中第29号５番地31
破産者　北山建設株式会社
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３号
福井県鯖江市舟津町１丁目505番３
破産者　Ｆ・Ｌ・Ａサービス株式会社
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９号
福井県鯖江市深江町３番５号
破産者　有限会社アラキ
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０５号
愛知県春日井市篠木町５丁目2479番地の２
破産者　株式会社デューク
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４９号
名古屋市熱田区川並町２番22号名古屋市中央卸売市場本場内
破産者　丸松青果有限会社
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２００３号
名古屋市熱田区桜田町14番19号
破産者　株式会社三螢社
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１６３号
名古屋市中川区中島新町３丁目2516番地
破産者　株式会社ケー・イー・ディー
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６３号
名古屋市守山区東山町17番11号
破産者　有限会社シーダー
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７号
京都市上京区日暮通丸太町上る西入西院町747番地27
破産者　有限会社さくら商事
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９００２号
大阪市西区靱本町１丁目７番17号６Ｆ
破産者　株式会社グローバルジャパンパートナーズ
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１１号
大阪府貝塚市久保226番地
破産者　株式会社エイワ建設
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係